

岡山シンフォニーホール電子掲示板に掲載する広告の取扱基準

【目的】

第1条

来館されたお客様に対し、映像が持つ「わかりやすさ」とインパクトのある情報でアピールすることによる、情報伝達の顧客満足度を追求し、岡山市表町周辺の活性化及び文化事業の振興を図ることに併せ、自主財源の確保を図ることを目的とする。

【表示媒体及び広告の掲載位置】

第2条

広告の掲載は、岡山シンフォニーホールの3Fエントランスロビー入口及び1Fガレリアの46インチ液晶モニタの指定した位置とする。

モニタ位置↓



【表示媒体の放映時間】

第3条

1Fガレリア・・・1日約8時間半とする。《休館日を除く10:00～18:30を基本とする。》
3Fエントランス・・・1日約8時間とする。《休館日を除く9:00～17:00を基本とする。》

【広告の放映時間・枠数・回数、掲載料金及び形式】

第4条

- 掲載する広告は、静止画広告とする。
- 岡山シンフォニーホール電子掲示板における広告枠数は、各5社とする。
- 広告掲載の申込みが、事前に規定する枠数を超えたときは、申込の先着順とする。
- 広告を掲載する期間は、月間・6ヶ月・年間とする。
- 広告の放映回数、掲載料金(一般用)及び形式は、次のとおりとする。

広告の放映回数、掲載料金(一般用)

単位:円(税込み)

| 場所 | 種類 | 放映時間 | 回数/1時間 | 年間 | 6ヶ月 | 月間 |
|----------|-----|------|--------|---------|---------|--------|
| 3Fエントランス | 静止画 | 約10秒 | 6回以上 | 100,000 | 60,000 | 10,000 |
| 1Fガレリア | 静止画 | 約10秒 | 6回以上 | 200,000 | 120,000 | 20,000 |

注1：放映時間・回数は、時期、内容等によって多少前後する場合があります。

注2：催事の関係で放映時間変更の場合がありますので、ご了承下さい。

注3：コンテンツについては、下記形式により各自でご用意下さい。(制作費を別途いただく場合があります)

注4：上記表を基本としていますが、時間・回数をご相談下さい。

注5：動画の場合はご相談ください。

| コンテンツ | 再生可能データ形式 |
|-------|--------------|
| 静止画 | JPEG,BMP,GIF |

- 掲載料金においては、理事長が特別に認めた場合は、別途協議のうえ設定する。

【支払い方法】

第5条

岡山シンフォニーホール(以下「法人」という。)の請求に基づき、前条第5項に掲げる掲載料金を請求のあった日から1ヶ月以内に支払うものとする。

【広告掲載の停止】

第6条

法人は、この電子掲示板システムにおいて、次の各号に該当する場合は、利用者に連絡することなく、通信を停止することができる。

- 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがあるとき。
- 電気通信設備の保守、または工事中やむを得ない理由が生じたとき。
- 電気通信設備の障害、その他やむを得ない理由が生じたとき。
- 法令による規制、司法命令等が適用されたとき。
- 利用者が、法人の利益に反する行為や恐れのあるとき。
- 利用者がこの広告の取扱基準の何れかの条項に違反したとき。

【広告掲載の対象】

第7条

掲載できる広告は、文化・観光・産業に関連したものであって、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 岡山市及び周辺地区の文化・観光・産業事業の品位を損なう恐れのあるもの。
- 政治活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの。
- 宗教活動に関わるもの。
- 公序良俗に反する恐れのあるもの。
- 責任の所在及び、広告の内容が明確でないもの。
- 法令又は条例若しくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの。
- 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現のあるもの。
- 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれのあるもの。
- その他、掲載する広告として妥当でないと法人が認めるもの。

【広告掲載の優先】

第8条

継続して掲載の申込があった場合は、優先的に継続広告の掲載を行うものとし、その取り扱いについては、次のとおりとする。

- 継続申し込みの場合は、掲載期間終了の一月前に申し出ることとする。
- 掲載の優先順位は、継続掲載月数が多い順に掲載する。

【広告掲載の募集】

第9条

広告掲載の募集は、ホームページなどを利用し公募する。

【広告掲載の募集】

第10条

この基準に定めるものの他、必要な事項は、法人が定める。

附則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。
この基準は、平成22年4月1日から施行する。
この基準は、平成23年5月10日から施行する。
この基準は、平成25年3月17日から施行する。